

## 換喩と提喩の説明概念について

新城 直樹

【キーワード】引用表現、省略表現、慣用句、例示表現

### 1. はじめに

#### 1. 1 従来の「換喩と提喩の説明概念」

換喩と提喩とは、修辞学における比喩法の用語であり、西洋の修辞学の伝統の中で Metonymy (英)・METONYMIA (羅)、また、Synecdoche (英)・SYNECDOCHE (羅)と称されてきたものである。さしあたって最初に、日本語におけるこれら換喩と提喩の例を見ていきたい(以下は佐藤信夫 1978 による)。

#### 「換喩」

- ・《原因》によって《結果》を表わすもの  
手が上がる、腕が上がる、筆を執る
- ・《結果》によって《原因》を表わすもの  
涙にむせぶ、うなだれる、なげく
- ・《容器》によって《内容》を表わすもの  
銚子、一升瓶、せいろ、財布
- ・《産地の名称》によって《産物》を表わすもの  
大島(つむぎ)、有田(焼き)
- ・《物事の記号》によってその《物事》を表わすもの  
のれん、横綱、黒帯
- ・《抽象名》によって《具体物》を表わすもの  
かせぎ、大小、九寸五分
- ・《身体の部分》によって《感情》を表すもの  
心臓が強い、腹が立つ、頭がおかしい
- ・《製作者の名称》によって《作品》を表わすもの  
漱石を読む、モーツァルトを買う、フォードに乗る
- ・《家の主人の名称》によって、家〔建物や組織〕を表わすもの  
個人名を名乗る商店や会社(フォード)、「観音様」、「弁天様」

#### 「提喩」

- ・《類による提喩》  
白いものが混じる、道具をいじる

・《種による提喩》

人はパンのみによって生きるのではない

これらは十八世紀フランスの修辞学者であったデュ・マルセがまとめた換喩と提喩の分類を、日本語に即して翻案したものである。そして佐藤 1978 においては、このデュ・マルセの分類を元に論が展開され、換喩と提喩の説明概念について以下にあるような総括がなされた。これは現在、少なくとも本邦においては通例となっている。

「換喩」

現実的な隣接性

(原因と結果、容器と内容物、ものと持ち主、産地と産物等の関係)

また、大小関係のうち、現実的な積集合に関するもの

(人間＝頭かつ首かつ肩かつ…)

「提喩」

意味的な大小関係

(全体と部分、類と種、製品と素材等の関係)

また、大小関係のうち、意味的な和集合、積集合に関するもの

(人間＝日本人またはアメリカ人または…)

(人間＝霊長類の動物かつ直立歩行かつ…)

1. 2 問題提起

佐藤 1978 における「換喩と提喩の説明概念」は、十分なものではない。上記にみるように、少なくとも積集合、和集合の違いは換喩と提喩の区別は何も寄与していない上、しかも(人間＝頭かつ首かつ肩かつ…)という形で説明できるものは基本的に(身体部位における)慣用句や、白バイと白バイ隊員のようにはっきりとその隣接性が確認できるものだけに限られるということからも、これが包括的な説明としては無理があることがうかがえる。

そこでこれらの区別として、「現実的な隣接性」と「意味的な大小関係」がしばられてくるが、これをインフォーマルな形で表現すると、「換喩」は「字義通りに解釈すると嘘をついている」表現であり、「提喩」は「字義通りに解釈すると嘘はついていない」表現ということになる。しかしもちろん「字義通り」とはいつても、これは慣用句などにみられるように、どれをその語の中心的意味とみなすかということとは時代により、また特に文脈、場面に大きく依存するものであり、あ



## 2. 1. 2 「引用表現の中の換喩」

春には、この町が市になり、市制施行記念の文字の入った安物の湯呑茶碗が全世帯に配られた。(阿部昭『千年・あの夏』p.28)

この「引用表現」の文から換喩を作例してみる。

作例：市制施行記念は、長らく納戸の奥にしまわれていた。

これは明らかに、「『市制施行記念』と記された湯呑」の中の『市制施行記念』の文字そのものを指していると言える。文字が納戸の奥にしまわれているということは、言い方そのものは変であるが、事実である。

ここにおいては、「市制施行記念」が本来「指示対象」とするところの概念と、「市制施行記念」という「音声・文字」の対立が、換喩独特の修辞効果として認められる。これを「引用表現の中の換喩」として位置付けておく。

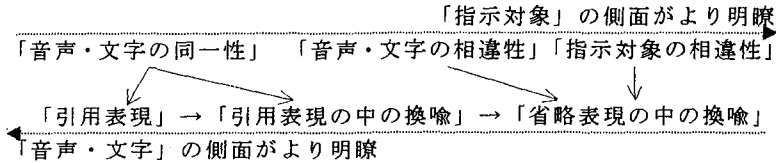
## 2. 1. 3 「省略表現の中の換喩」

「白バイ隊員」を「白バイ」と言い、また「コートを着ている人が多くなった」を「コートが多くなった」と言う場合、これは「省略表現」とみなすことができる。またこれらは隣接性が明確であることから、「鮎子」や「鍋」で「酒」や「鍋料理」を表わす場合といった典型的な換喩の例と同列に並べられると考えられる。しかし「省略表現の中の換喩」において、隣接性が明確でないものも多々ある。たとえば、「北海道の親戚からお中元が届いた」を「北海道からお中元が届いた」という場合、あるいは「ベートーベンの曲」を「ベートーベン」で表わす場合、その隣接性の判断は直感的にはつきにくい。そこでこれを、一種の程度の問題と位置付け、隣接性が明確な場合は「指示対象はほとんど同一、だが音声・文字は相違している」とし、明確でない場合は「指示対象、音声・文字ともに相違している」と考えていきたい。

これはつまり、「コート」と「コートを着た人たち」や、「白バイ」と「白バイ隊員」の場合は、視覚的なイメージの問題としてその指示対象がほぼ同一に近いものであるといえ、その場合、違和感あるいは修辞効果をもたらすものはその「音声・文字」といういわば字面の上での相違性であると考えていくということである。このことは、樋口桂子 1995 ですでに指摘されている。

畢竟、換喩的表現とは、統辭が意味の重複を厭い、迅速な伝達を狙った結果、言い回しの中の余剰の語が省略されたものであると推察できる。そしてその結果生じた偏差が、転義の体裁と文体効果を与えるのである。つまり冗長な語を省略していくプロセスが換喩を作り出し、こうして出来上がった表現が「換喩」と命名された、と考えられるわけである。 樋口桂子 1995 p.31

逆に隣接性自体が明確でない場合は、その実際の「指示対象」同士の間隔性によって修辭効果が現われると考える。「省略表現の中の換喩」にこの二つの段階を認め、全体を俯瞰してまとめると次のようになる。



#### 2. 1. 4 「慣用句の中の換喩」

宮地裕 1982 に掲載されている動詞慣用句の中から、次の 11 例を「慣用句の中の換喩」として採取した。

- 「腕をみがく」「腕をふるう」「腕が上がる」——「技術・能力」
- 「手を打つ」——「対策を打つ」
- 「筆を加える」——「訂正・修正を加える」
- 「身が入る」——「気合・思い入れが入る」
- 「手がかかる」——「手間隙がかかる」
- 「胸が膨らむ」——「気持ち・期待が膨らむ」
- 「足をのばす」——「行程をのばす」
- 「手が上がる」——「文章力・書の腕前が上がる」
- 「手が入る」——「(主に文筆関係で) 訂正・修正が入る」

これらが従来、換喩の例として挙げられてきたことには、上記のように置き換えが可能であったことが大きな要因であったと推察される。このことは丹保健一 1997 でも指摘されているように、辞書等における語義記述の際の問題点とも重なる。丹保健一 1997 では、「足」という語の語義が、辞書によっては特に注記もないままに「赤字」や「行

程」と記されているという例が挙げられているが、「『足を掬う』『足を入れる』『足を抜く』を除けば、いずれも慣用句の意味に沿った構成語の意味を語義記述の意味項目として立てていることがわかる。つまり、『足』をその意味項目に示された意味で言い換えることによって意味が理解されるものばかりであり、「勿論、言い換えが可能か否かの判断、つまり、慣用句の構成語がそれ自身としての意味をもっていると認められるか否かの判断が困難な場合も出て」くると述べている。

また坂本勉 1982 で述べられている文法化 (aggrammatization) の結果として、例えば「腕」が「技術・能力」を表わすことが慣用化され、「腕前」、「凄腕」といった語の形成を許したと推測することが考えられる。

「慣用句」の定義として「慣用化の度合が高いもの」という考えがあるが、その「慣用化の度合が高いもの」とは、その度合が高くなればなるほど、様々な文法的な変形操作を受けられないものことである。坂本勉 1982 では、そのような「慣用句」を「凍結度が高いもの」として言い表わしており、そして「慣用化の度合が高」くなっていくことは、逆に慣用句としての意味がその構成語に固定し、定着してしまうことにつながる。「腕」という語はすでに単独で「技術」という意味が固定しており、それは「慣用化の度合」があまりにも進みすぎたためにおこったといえる。同様な指摘はすでに、村木新次郎 1985 や森田良行 1985 においてなされていた。そこでは、類義語、対義語、または自動詞／他動詞による置き換えが、対称的な意味の変換をきたさないとしている。それは慣用句というものを、一つの独立した単位としてみなすという立場をとることによって、その句内部に対する文法的な変形を基本的には容認しないものであるとするものである。

本稿においては、「慣用句の中の換喩」の位置付けとして、「字義通りの意味に限りなく近づいているもの」と考えていきたい。それは今まで述べてきたように、文法的な変形を容認しないということと相関する。また、「慣用句の中の換喩」は、「音声・文字」、「指示対象」、「同一性」、「相違性」といった弁別の適用はなされない。逆に言えば、これらの中間に位置するものとして考えている。

## 2. 2 「提喩」

### 2. 2. 1 「慣用表現の中の提喩」

薄い引つつめの髪にはたくさんの銀色のものが見え、

(阿川弘之『青葉の翳り』 p. 71)

どこもかしこもコンクリートだらけになってしまった。

(阿部昭『単純な生活』 p. 71)

これらは特に文脈の助けを借りずに解釈可能であることから、ほぼ「慣用句」扱いができる。ここで「慣用表現」としてあるのは、単に宮路裕 1982 に掲載されているものを狭義に「慣用句」としているためにおこった用語上の問題である。「ほぼ慣用句扱い」されるものと「慣用句」の明確な違いについては、本稿では詳細に論じることができない。しかし少なくとも「慣用表現の中の提喩」が「ほぼ慣用句扱い」できる根拠としては、たとえば「髪には銀色のものが見えた。」という一文だけでも、それが「白髪」であることが了解可能であることに拠ると考えている。「慣用句の中の換喩」も、「彼はだいぶ腕が上がった。」という一文だけで「腕＝技術・能力」が了解されることと照らして、これらが同等であるとする。以上のように、「慣用表現の中の提喩」もまた「慣用句の中の換喩」と同様に、「音声・文字」、「指示対象」、「同一性」、「相違性」といった弁別の適用はなされない。

## 2. 2. 2 「類の提喩」

カルシウム質の物質だけ墓に残して、この地方の土と海の中へ還っていた一。  
(阿川弘之『青葉の驛り』 p. 23)

(子供たちが外で元気よく遊ばなくなったことを嘆いて)  
何だろう、この遊ぶ能力の全く欠如したちっぽけな動物たちは？とわたしはいぶかる。(阿部昭「父と子の夜」、『千年・あの夏』 p. 278)

ここで「類の提喩」とは、基本的に文脈の助けを借りなければ解釈が難しくなるものを指している。これらはその「指示対象」自体は明らかに同一であるが、ただ表現の際において、その「音声・文字」が相違していることに修辞効果の特徴が認められる。

## 2. 2. 3 「種の提喩」

一般に、部分が全体を表すことは不可能であるという構造的な原理がある。つまり、普通に「パン」ということばを使うとき、それは肉や魚を完全に包含した意味での「食物」を指しえない。確かにパンは食物の一員であるが、そのことをただそれだけで利用できるのは「食物」で「パン」を表す「類の提喩」の場合だけである。「食物」が「パ

ン」を包含しているという事実と、それを利用すること（種の提喻）とは別のレベルの話である。

しかし「人はパンのみによって生きるのではない」という「種の提喻」の場合、ここで「パン」が表わしている食物というものは、果物や魚、肉を含んだそれである。だとすれば論理的には、「パンは魚である」、「パンは肉である」ということが言えなくてはならない。このときよくとられる説明の仕方は、漠然とした意味を表わす総体としての食物は「食物<sup>1</sup>」であり、肉や魚といった個別の種を表わすものは「食物<sup>2</sup>」なのであるというものがある。佐藤信夫 1986 においても同様なことが論じられている。そこでは「人間は動物にすぎない」と「人間はたんなる動物ではない」のそれぞれの「動物」を「動物<sup>1</sup>」、「動物<sup>2</sup>」として、「動物<sup>1</sup>」の下位範疇に「人間」を位置付ける一方、「動物<sup>2</sup>」は「人間」と同位範疇としている。

だがこれは、あくまで表現効果の結果を記述したものにすぎない。問題となるのは、どのような推論を通して部分が全体を表わすにいたったかということである。

一つの考えとして、これは部分否定の文脈がそれを支えていると考えられる。それは「人生に必要なものはパンだけではない」あるいは「人生に必要なものはパン以外にもある」という文脈である。

論理式で表すと、次のようになる。（f は「パンの集合」、g は「人生に必要なものの集合」）

$$\neg \forall x(fx \supset gx)$$

これは、 $\exists x(\neg fx \wedge gx)$ と同値であるから、以下の手順で $\exists xgx$ （人生に必要なものが少なくとも一つ存在する）が導き出される。

- |   |                   |
|---|-------------------|
| (1) $\neg \forall x(fx \supset gx)$                     | [1] 仮定            |
| (2) $\exists x(\neg fx \wedge gx)$                      | [1] (1)とド・モルガンの法則 |
| (3) $\neg ft \wedge gt$                                 | [1] (2)と存在例化      |
| (4) $gt$  | [1] (3)と分離        |
| (5) $\exists xgx$                                       | [1] (4)と存在汎化      |
| (6) $\neg \forall x(fx \supset gx) \supset \exists xgx$ | (1)(5)と演繹規則 DR    |

6行目の式の表すところは、「人生に必要なものはパンだけではないならば、人生に必要なものが少なくとも一つ存在する」ということである。このように「人生に必要なものはパンだけではない」という部分



否定の文脈によって、はじめて「パン」という集合から、「物質的なもの」あるいは「食べ物」一般へと至る経路が確保されることになる。これは「類の提喩」と同じく、大小関係があるというそれだけの理由で「人生に必要なもの」から「食べ物」、さらには「肉」や「魚」にたどりつくことができる条件が揃うことによる。

逆に、「パンは全て、人生に必要なものである」の論理式  $\forall x(fx \supset gx)$  から、 $\exists xgx$  を導き出すことはできない。つまり、 $\forall x(fx \supset gx) \supset \exists xgx$  という式はトートロジーではない。これは「パン」が「人生に必要なもの」に含まれるという事実を示しただけでは、「人生に必要なものが少なくとも一つ存在する」という事実は言えないということである。言えないということは、これらは論理的に結びつきがないということでもある。

#### 2. 2. 4 「例示表現」

「種の提喩」の前提条件となっている「部分否定の文脈」は、見方を変えればいわゆる「例示」の前提条件であるとも考えられる。

私は、先輩風を吹かせ、彼らに言った。君達が次にどこに行くのかわからないが、少なくとも東南アジアを廻っていこうとするならば、このジュースを飲まないという法はない。これはどこに行ってもあるし、コーラや瓶入りのジュースに比べると、はるかに安くてうまい。……(中略)……自分の経験からしても、これから世界一周の旅をしようという彼らが、いつまでもコーラに頼ってはいなくてはならないのは不自由すぎると思えた。

(沢木耕太郎『深夜特急2』p. 162)

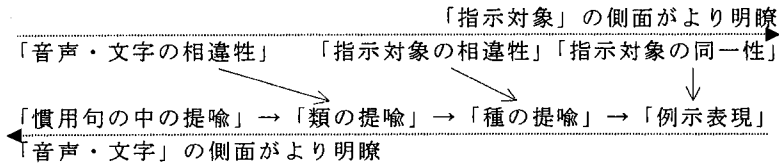
ここで、網掛け部分の「コーラ」はその類としての「ジュース類一般」あるいはさらに広く「先進国の製品」までも指していると考えられる。ここにおいて、「旅に必要なものはコーラだけではない」という部分否定の文脈が認められる。そしてこの「コーラ」は「コーラのようなもの」と置き換えて考えることができる。

「いつまでもコーラに頼ってはいなくてはならないのは不自由すぎると思えた」



「いつまでもコーラのようなものに頼ってはいなくてはならないのは不自由すぎると思えた」

このように考えていくと、「提喩」の一環としていわゆる「例え」、「例示表現」を想定することができる。そしてこれを「慣用表現の中の提喩」、「類の提喩」、「種の提喩」とともに並べると次のようになると思われる。



### 3. 今後の展望

#### 3. 1 換喩と提喩の複合表現

おふくろは(略)息子を叱るより先に血相を変えて本屋に駆けつけ、いくら余分なお金を払って彼女の理想像でもある山本五十六を取り返してきた。(阿部昭『大いなる日・司令の休暇』p. 234)

Cがシベリヤに抑留されてのち英和辞典で煙草を巻き源氏物語で尻を拭いた話とか、(阿川弘之『青葉の翳り』p. 225)

『山本五十六』という書名の本を、そのまま『山本五十六』とだけ表わしているのは、『山本五十六』という本の中の「山本五十六」という音声・文字という取り出し方が一般的であるからである。さらにここでは「理想像」とされているように、実際の人物をも指示している。つまり「音声・文字」と「指示対象」が複合した形で表現されており、その意味で「換喩」と「提喩」の複合であるといえる。一方、「英和辞典」と「源氏物語」に関していえば、さらに「本」で「紙」を指示しており、「換喩」と「種の提喩」が複合した形になっている。

机の上には、新着の外国雑誌と原稿用紙が並んでいる。雑誌の中の横文字を、紙の上に、縦文字に書きなおすのが彼の役目だ。

(石川淳「ある午後の風景」、『黄金伝説・雪のイヴ』p. 49)

「横文字」というのは、かなり慣用的な「類の提喩」であるが、ここではその「横文字」という字面(『音声・文字』の側面)そのものを

取り上げて、その対応物として「縦文字」としている。つまり、文字としての「横」と「縦」の対義語としての関係の強さを利用し、「(慣用的に欧文という意味の)横文字」と「(慣用的には和文という意味ではない)縦文字」を結び付けているものと考えられる。

これら複合表現の分析には、さらに新しい視点を求めるものであると思われる。

### 3. 2 直喩と隠喩の説明概念について

直喩については、「例示表現」との対応が目される。「直喩」は「指示対象の相違性」による修辞効果が最も顕著な表現であることは確かであるが、指標「よう」、「みたい」が伴うことが前提となっているため、それだけ「直喩」は「字義通り」の表現に近いともとれる。また「直喩的慣用句」とそれにつながる「隠喩的慣用句」の問題も興味深い。「直喩」、「隠喩」とともに、修辞的效果の高いものから、陳腐なものまでさまざまなレベルのものが存在する。このことの考察もまた今後の課題としていきたいと考えている。

### 4. おわりに

最後に、1. 1節の佐藤 1978における「換喩と提喩の説明概念」に次のものを補足することを提案したい。

換喩とは、ことばの「音声・文字」の側面に主に関わる修辞効果である。  
提喩とは、ことばの「指示対象」の側面に主に関わる修辞効果である。

これにより換喩と提喩それぞれを独立した比喩法として位置付けていき、その後これら複合表現を新たに分析していければと考える。

### 《参考文献》

- 奥津敬一郎(1968)「引用構造と間接化転形」(『言語研究』56)  
国広哲弥(1985)「慣用句論」(『日本語学』4-1) 国広哲弥(1985)  
「慣用句論」(『日本語学』4-1)  
佐藤信夫(1978)『レトリック感覚』(講談社)  
———(1996)「レトリックの意味論」(講談社学術文庫)  
坂本勉(1982)「慣用句と比喩 : 慣用化の度合の観点から」(『言語学研究』第一号、京都大学言語学研究会)  
柴谷方良(1978)『日本語の分析』(大修館書店)

- 芝原宏治 (1995) 『錯誤の意味論』 (海鳴社)
- 砂川有里子 (1978) 「引用文の構造と機能—引用文の三つの類型について—」 (筑波大学『文芸言語研究 言語編』13)
- 瀬戸賢一 (1986) 『レトリックの宇宙』 (海鳴社)
- 中村明 (1977) 『比喩表現の理論と分類』 (秀英出版: 国立国語研究所報告・五七)
- (1985) 「慣用句と比喩表現」 (『日本語学』4-1)
- (1991) 『日本語レトリックの体系』 (岩波書店)
- 丹保健一 (1997) 「辞書の語義記述に見られる慣用句的意味の取り扱いをめぐって — 「足」「掛ける」を例として」 (『日本語の歴史地理構造』明治書院)
- 樋口桂子 (1995) 『イソップのレトリック—メタファーからメトニミーへ—』 (勁草書房)
- 藤田保幸 (1988) 「『引用』論の視界」 (『日本語学』7-9)
- (1996) 「引用研究と「メタ言語」の概念」 (『日本語学』15-10)
- 森田良行 (1985) 「動詞慣用句」 (『日本語学』4-1)
- 宮地裕 (1982) 『慣用句の意味と用法』 (明治書院)
- (1982) 「動詞慣用句」 (『日本語教育』47号)
- (1985) 「慣用句の周辺 — 連語・ことわざ・複合語」 (『日本語学』4-1)
- 村木新次郎 (1985) 「慣用句・機能動詞結合・自由な語結合」 (『日本語学』4-1)